

## 学校において予防すべき感染症の授業欠席に関する取り扱いについて

以下の事例により、「授業欠席（オンデマンド授業における未受講を含む）」、「レポート未提出」、「試験未受験」に該当する場合は、所属箇所（学部・研究科）事務所等で手続きを行うことで、その間の取り扱いについて成績評価において不利にならないよう担当教員に配慮を願い出ることができます。ただし、欠席の取扱いの最終的な判断は、科目担当の先生の判断によります。

表1「学校において予防すべき感染症」に分類される感染症に罹患した場合は、他者への感染防止のため、学校保健安全法により出席を停止する。（出席停止の期間は、表2「出席停止期間の基準」の通り。）罹患した場合は、所属箇所事務所に連絡する。治癒後、以下の欠席措置に関する手続きを行う。

- ① 診断を受けた医師に「学校における感染症治癒証明書」の記入を依頼し、所属箇所事務所に提出する。

### 【学校における感染症治癒証明書】

URL <http://www.waseda.jp/hoken/wp/wp-content/uploads/2015/05/chiyu.pdf>

- ② 所属箇所所定の「欠席届」に記入し、所属箇所事務所の指示に従い、担当教員に配慮を願い出る。

【表1（予防対象）・表2（出席停止期間）】については保健センターHPで確認してください。

URL <https://www.waseda.jp/hoken/infection>